

# 青森県における公立夜間中学設置の基本的な考え方

令和7年3月

青森県公立夜間中学設置検討委員会



## はじめに

夜間中学は、戦後の混乱期の中で生活困窮などの理由から昼間に就労または家事手伝い等を余儀なくされ就学できなかった方に義務教育の機会を提供することを目的として、主に関東や関西で設置されてきました。

近年は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、本国や日本で義務教育を修了していない外国籍の方など、様々な背景を持つ生徒の多様な学びを保障する場となっています。

平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（以下、「教育機会確保法」という。）」が成立し、“地方公共団体は、未就学者に対し、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずる”ものと示されました。

青森県においては、令和2年の国勢調査において、未就学者及び最終卒業学校が小学校の者が2万3千人を超えることが明らかとなっており、不登校経験者や在留外国人等を含め、就学の機会の提供が求められています。

このような背景の中、本県における夜間中学の基本的な考え方について検討することを目的に、令和6年8月に「青森県公立夜間中学設置検討委員会」が設置されました。これまでに4回の会議を開催し、本県の置かれている現状や課題、公立夜間中学の目指す姿などについて幅広く議論を重ね、このたび、「青森県における公立夜間中学設置の基本的な考え方」を取りまとめました。この考え方を踏まえ、今後は設置主体において、より具体的な検討が進められることとなります。

現時点では、県内における夜間中学の理解は進んでいるとは言えませんが、夜間中学での「学び」を周知するためにも、県内で初めての公立夜間中学の早期の設置が望まれます。

その一方で、青森県内において初となる自主夜間中学が本年2月に青森市で活動を開始し、学びの伴走者としてそれぞれのニーズに合わせた学びをサポートする取組が始まりました。

この「公立」と「自主」という夜間中学の役割分担について、共通性と違いについての理解を深めることにより、自分にはどのような学びが必要であり、学んだことを将来にわたってどのように生かしていきたいかを、学びの当事者として判断してもらうことが大切だと考えます。

学び直したいと思っている方は、県内の至る場所にいます。いくつになっても、どこに住んでいても、学びたいと思った時に安心して学ぶことができる教育環境の整備、施策の一層の充実が求められています。

令和7年3月27日

青森県夜間中学設置検討委員会

座長 三戸 延聖

# 目 次

1 公立夜間中学の現状について	1
(1) 全国の設置状況	
(2) 青森県の現状	
① 夜間中学の入学対象となる未就学者等	
② 青森県における夜間中学のニーズ	
(3) 公立夜間中学と自主夜間中学	
2 青森県における公立夜間中学設置の基本的な考え方	6
(1) 目指す学校の姿	
(2) 設置主体	
(3) 設置場所	
(4) 設置形態	
(5) 開設時期	
(6) 入学対象者	
(7) 学校規模	
(8) 修業年限、入学時期、編入学対応	
3 県として引き続き検討・実施すべき事項	8
(1) 夜間中学の理解促進に向けた広報・周知	
(2) 県内広域にわたるニーズへの対応	
(3) 関係機関との連携	

## 【参考資料】

I 夜間中学について	10
1 青森県の状況	
(1) 令和5年度夜間中学アンケート調査結果	
(2) 令和6年度市町村教育委員会対象アンケート調査の概要	
2 国の動向	
(1) 夜間中学の設置促進に向けた主な動き	
(2) 夜間中学の設置促進に向けた具体的な支援	
II 青森県夜間中学設置検討委員会	14
1 委員名簿	
2 検討委員会開催状況	

# 1 公立夜間中学の現状について

## (1) 全国の設置状況

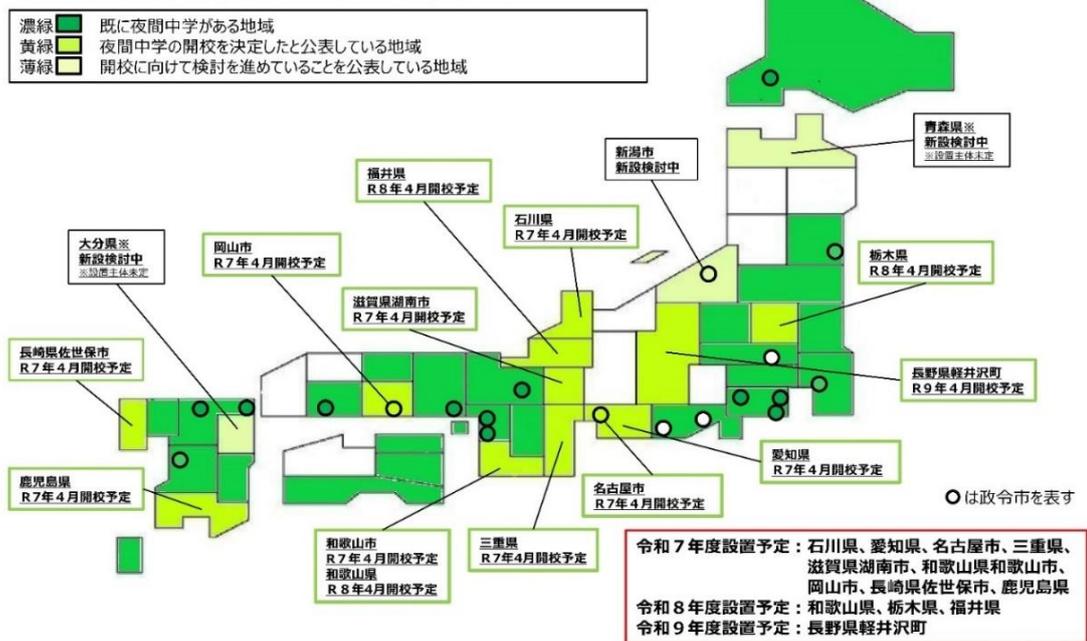
教育機会確保法の成立後、全国で公立夜間中学の設置・検討が進められ、令和6年10月時点で、32都道府県・指定都市に53校が設置されています。

東北では、令和5年4月に仙台市立南小泉中学校が、令和6年4月に福島市立福島第四中学校天神スクールが開校しました。

令和9年度までには、44都道府県・指定都市に66校が設置される見込みです。

### 既設夜間中学一覧(R6年10月時点) 32都道府県(19)\*・指定都市(13)に53校

\*域内に指定都市を除く市区町村・県・学校法人が設立する夜間中学がある都道府県を計上。



都道府県	設置主体	学校名
北海道	札幌市	星友館(せいゆうかん)中学校
宮城県	仙台市	南小泉(みなみこいずみ)中学校
福島県	福島市	福島第四(だいよん)中学校天神(てんじん)スクール【令和6年4月開校】
茨城県	常総市	水海道(みづかいどう)中学校
群馬県	群馬県	みらい共創(きょうそう)中学校【令和6年4月開校】
埼玉県	川口市	芝西(しばにし)中学校陽春(ようしゅん)分校
千葉県	千葉市	真砂(まさご)中学校かがやき分校
千葉県	市川市	大洲(おおす)中学校
千葉県	松戸市	第一(だいいち)中学校みらい分校
東京都	墨田区	文花(ぶんか)中学校
	大田区	糞谷(こうじや)中学校
	世田谷区	三宿(みしゆく)中学校
	荒川区	第九(だいきゅう)中学校
	足立区	第四(だいよん)中学校
	葛飾区	双葉(ふたば)中学校
	江戸川区	小松川(こまつがわ)中学校
	八王子市	第五(だいご)中学校
神奈川県	横浜市	藤田(ふじた)中学校
	川崎市	西中原(にしなかはら)中学校
神奈川県	相模原市	大野南(おのおのみなみ)中学校分校
静岡県	静岡県	静岡県立ふじのくに中学校
京都府	京都市	洛友(らくゆう)中学校
大阪府	大阪府	天満(てんま)中学校
	大阪府	東生野(ひがしいくの)中学校
	大阪府	心(しんわ)中学校【令和6年4月開校】 ※天王寺(てんのうじ)中学校内分教室を設置
	堺市	殿馬場(とのばば)中学校

都道府県	設置主体	学校名
大阪府	岸和田市	岸城(きしき)中学校
	豊中市	第四(だいよん)中学校
	守口市	さつき学園
	八尾市	八尾(やお)中学校
	泉佐野市	佐野(さの)中学校【令和6年4月開校】
	東大阪市	布施(ふせ)中学校 意岐部(おきべ)中学校
兵庫県	神戸市	丸山(まるやま)中学校西野(にし)の分校 兵庫(ひょうご)中学校北分校
	姫路市	あかつき中学校
	尼崎市	成良(せいりょう)中学校琴城(きんじょう)分校
奈良県	奈良市	春日(かすが)中学校
奈良県	天理市	北(きた)中学校
奈良県	橿原市	畝傍(うねび)中学校
鳥取県	鳥取県	まなびの森学園(もりがくえん)【令和6年4月開校】
広島県	広島市	観音(かんおん)中学校 二葉(ふたば)中学校
徳島県	徳島県	徳島県立しらさぎ中学校
香川県	三豊市	高瀬(たかせ)中学校
高知県	高知県	高知県立高知国際(こうちこくさい)中学校
福岡県	北九州市	ひまわり中学校【令和6年4月開校】
	福岡市	福岡(ふくおか)きぼう中学校 大牟田市 宅峰(たくほう)中学校ほしぞら分校【令和6年4月開校】
佐賀県	佐賀県	彩志学園(さいしがくしゃ)中学校【令和6年4月開校】
熊本県	熊本県	ゆうあい中学校【令和6年4月開校】
宮崎県	宮崎市	ひなた中学校【令和6年4月開校】
沖縄県	学校法人	瑞福舎(さんごしゃ)スクール東表(あがりおもて)中学校【令和6年4月開校】

「夜間中学の設置・検討状況」(文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室, 令和6年11月)

## (2) 青森県の現状

### ① 夜間中学の入学対象となる未就学者等

令和2年国勢調査によると、青森県の未就学者（小学校にも中学校にも在学したことがない人又は小学校を中途退学した人）は1,622人(表1)、最終卒業学校が小学校の者（小学校のみ卒業した人又は中学校を中退した人）は22,092人(表2)で、人口に占める割合はそれぞれ0.15%、2.0%となっており、全国的に見ても高くなっています(表3)。

#### 【参考】令和2年国勢調査における未就学者及び最終卒業学校が小学校の者の数

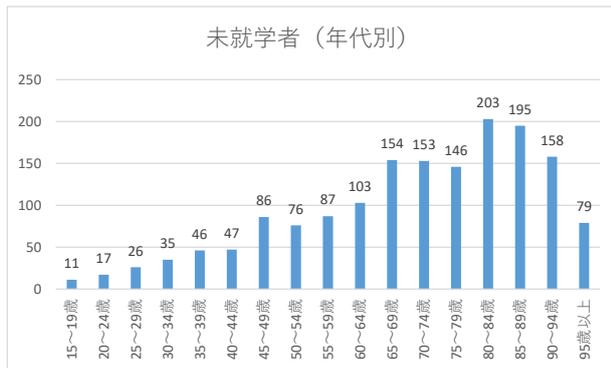


表1 未就学者（青森県 1,622人）

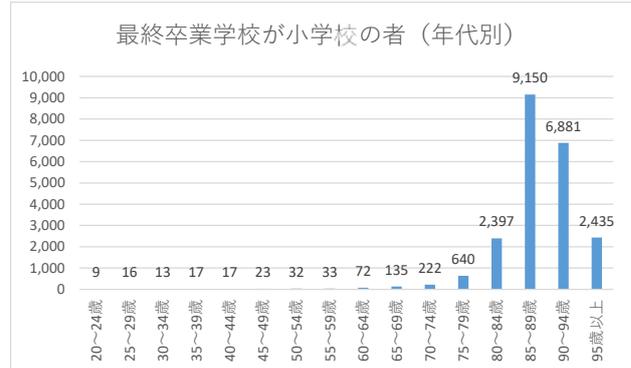
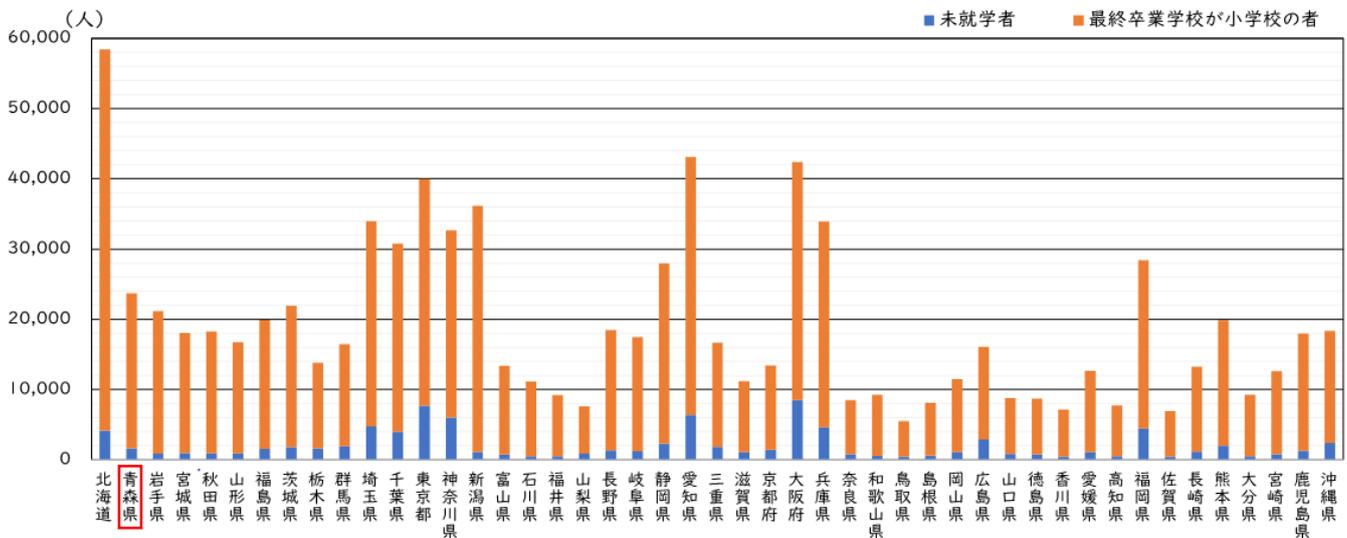


表2 最終卒業学校が小学校の者（青森県 22,092人）



	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
未就学者数(人)	4158	1622	881	966	935	893	1548	1806	1648	1917	4754	3984	7693	6004	1137	738	497	496	885	1336	1231	2316	6401	1845
人口に占める未就学者の割合(%)	0.09	0.15	0.08	0.05	0.11	0.10	0.10	0.07	0.10	0.11	0.08	0.07	0.06	0.08	0.06	0.08	0.05	0.08	0.13	0.08	0.07	0.07	0.10	0.12
最終卒業学校が小学校の者の数(人)	54286	22092	20290	17115	17329	15849	18370	20144	12145	14549	29231	26805	32276	26662	35017	12632	10652	8711	6742	17150	16244	25627	36671	14805
人口に占める最終卒業学校が小学校の者の割合(%)	1.2	2.0	1.9	0.9	2.0	1.7	1.2	0.8	0.7	0.9	0.5	0.5	0.3	0.3	1.8	1.4	1.1	1.3	1.0	1.0	1.0	0.8	0.6	1.0

	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	統計
未就学者数(人)	1076	1422	8515	4607	806	549	465	575	1108	2890	851	754	459	1110	496	4455	443	1183	1990	521	791	1307	2391	94455
人口に占める未就学者の割合(%)	0.09	0.06	0.11	0.10	0.07	0.07	0.10	0.10	0.07	0.12	0.07	0.12	0.06	0.10	0.08	0.10	0.06	0.10	0.13	0.05	0.09	0.10	0.20	0.09
最終卒業学校が小学校の者の数(人)	10119	12003	33884	29321	7707	8737	5043	7559	10388	13204	7925	7959	6688	11532	7238	23951	6484	12078	17874	8759	11837	16671	15938	804293
人口に占める最終卒業学校が小学校の者の割合(%)	0.9	0.5	0.4	0.6	0.7	1.1	1.1	1.3	0.7	0.6	0.7	1.3	0.8	1.0	1.2	0.6	0.9	1.1	1.2	0.9	1.3	1.2	1.3	0.7

表3 令和2年国勢調査における未就学者及び最終卒業学校が小学校の者の数

(出典) 夜間中学設置促進説明会資料(文部科学省)

また、青森県の公立中学校において年間30日以上欠席した生徒は、令和5年度の文部科学省調査では1,927人となっています。現時点での不登校生徒数のみならず、これまでの不登校経験者の総数が、夜間中学の入学対象となり得ます。

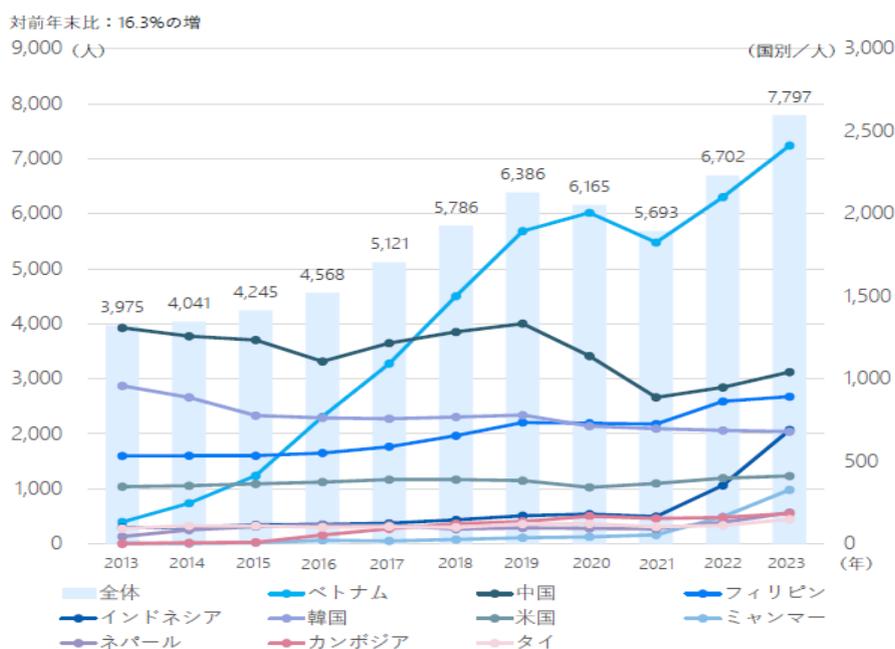
【参考】青森県公立中学校における不登校生徒数と1,000人当たりの不登校生徒数 (人)

公立中学校	H30	R1	R2	R3	R4	R5
不登校生徒数	983	987	1,116	1,383	1,616	1,927
1,000人当たりの不登校生徒数	31.5	32.8	38.2	47.8	57.6	69.8

(参考) 令和5年度児童生徒の問題行動・不登校生徒指導上の諸課題に関する調査(本県公立中学校分を抜粋)

青森県の在留外国人については、令和5年12月末時点で7,797人となっており、10年前の3,975人と比較すると約2倍に増加しています。

【参考】青森県在留外国人・地域別の推移 (令和5年12月末時点)



(出典) 公益社団法人青森県観光国際交流機構ホームページ

【参考】市町村別：国籍・地域別 県内在留外国人人数 (総数400人以上の自治体を抜粋)

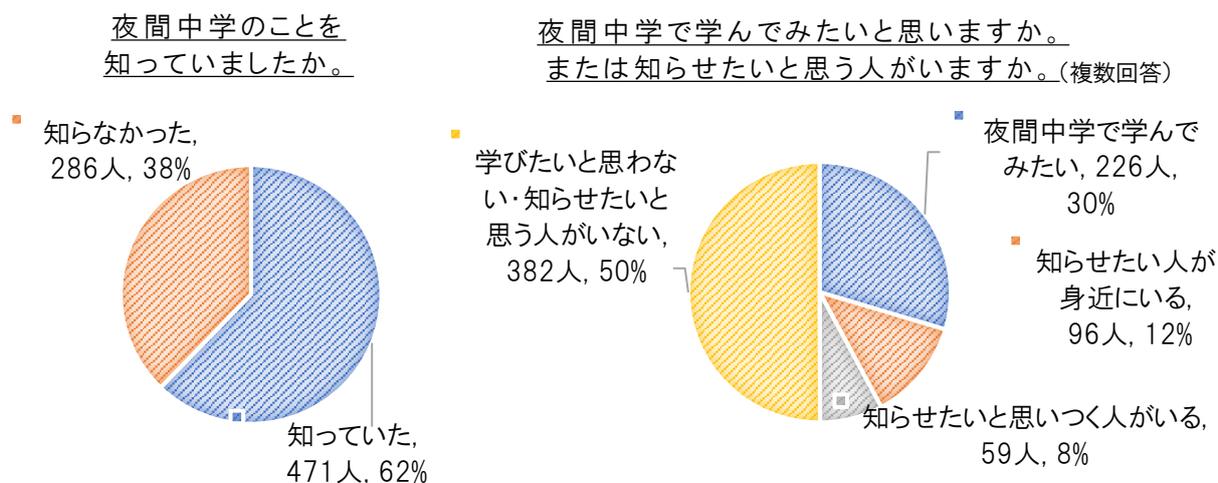
	総数	ベトナム	中国	フィリピン	インドネシア	韓国	米国	ミャンマー	ネパール	カンボジア	タイ	その他
八戸市	1,724	453	158	353	247	151	36	75	54	4	38	155
青森市	1,319	424	142	69	57	215	61	26	56	62	49	158
弘前市	934	198	238	68	37	103	64	45	14	1	18	148
三沢市	649	293	54	89	16	34	77	10	5	7	7	57
十和田市	440	111	62	42	46	58	20	19	36	1	7	38

## ② 青森県における夜間中学のニーズ

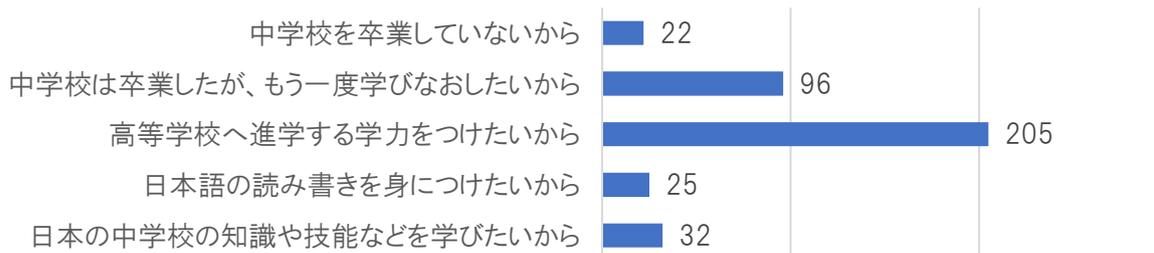
県教育委員会が令和5年度に実施したアンケート調査では、夜間中学で「学んでみたい・知らせたい人が身近にいる・知らせたいと思いつく人がいる」と回答した方が381人であり、学びたいと思うニーズは確実にあることが判明しています。

また、そのニーズは県内一円に散在しており、市のみならず町村にも存在することから、教育機会確保法に定める就学の機会の提供が求められています。

### 【参考】アンケート調査結果（回答数 757 件）



### 学びたい(または知らせたい)理由(複数回答)



### (3) 公立夜間中学と自主夜間中学

公立夜間中学は、学校教育法に基づき地方公共団体が設置するものであり、全ての課程を修了すれば中学校卒業となります。

他県で設置されている公立夜間中学の一例は、次のとおりです。

項目	内容
授業日	昼間の中学校と同じく週5日 夏休み、冬休み、春休みも昼間の中学校と同じ期間
教える人	公立中学校教諭の免許状を持った方
学ぶ教科	昼間の中学校と同じく9教科(国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、技術家庭)、特別の教科道徳、総合的な学習の時間、特別活動で構成
授業の時間	始業時刻は17:30頃、終業時刻は21:00頃 1コマ40分の4時間授業

自主夜間中学は、法律等に基づき設置される公立夜間中学とは異なり、一般的に民間団体等が任意で運営するものであり、全国各地に設置されています。文部科学省が行った令和6年度夜間中学等に関する実態調査では、都道府県・指定都市教育委員会で把握している自主夜間中学は45、識字講座等は587あると報告されています。

自主夜間中学は、授業日や学ぶ教科の柔軟性が高く、場所と指導者さえ確保できれば、どこでも実施できるといった利点があります。しかし、法律に基づく学校ではないことから、中学校卒業とはなりません。

青森県にはこれまで夜間中学はありませんでしたが、令和7年2月に、県内で初めてとなる自主夜間中学が青森市内に設置されました。

## 2 青森県における公立夜間中学設置の基本的な考え方

### (1) 目指す学校の姿

検討委員会では、本県における夜間中学について、「年齢や環境を超えて、学びたい意欲が高まったときに学べる学校が望ましい」、「『いつ・どこで・どのように学ぶことも等しい』と言える学習環境を目指したい」、「自分のホームだと思えるような学校で、教師も生徒もその中で学ぶということを強く意識できるような体制としてほしい」といった意見が出されました。

これらを踏まえ、本県における目指す学校の姿を以下のとおり提案します。

**『人生 100 年時代において自分らしく充実した毎日を過ごすため、  
学び直しを求める若者や高齢者、義務教育を必要とする外国人など、  
世代や国籍を問わず、一人ひとりの個性や価値観を尊重し、  
誰もが安心して学べる学校』**

### (2) 設置主体

夜間中学を早期に設置し県民に広く周知するため、1校目については、県又は市町村のいずれかが設置主体となり、令和9年4月の開校を目指すことが望ましいと考えます。

なお、各市町村それぞれに学びのニーズがあることや、今後、学齢期の不登校生徒への対応が求められることなどを踏まえ、2校目以降の設置も視野に入れて、地域や学校の状況を速やかに把握し対応することを検討することが必要と考えます。

#### ○市町村が設置主体となる場合

市町村は、中学校の教育課程のノウハウを有しており、また、管内小・中学校の空き教室の活用など、設置場所の確保について利点があると考えられます。

設置市町村は、当該地域外の市町村に居住する生徒の受入について検討する必要があります。

また、県は設置市町村に対し、国庫補助や地方交付税措置といった財政措置についての情報提供やその他の必要な支援を行うとともに、周辺市町村からの生徒の受け入れや、一定の負担を求める協定の締結など、市町村間の調整窓口として関与することが望まれます。

#### ○県が設置主体となる場合

定時制高校の運営などにより、夜間の学校運営のノウハウは県が有しています。また、県内全域をカバーする点において、県の役割は大きいと考えます。

設置場所については、県有施設に限らず、市町村で所有する施設の借上げや利用など、市町村の協力を求めながら広い視点で検討する必要があります。

#### ○設置主体とならない市町村の対応

不登校経験者や未就学者など学びのニーズが広域にわたることを踏まえ、

- ・設置市町村への学校運営経費の応分負担（通学者がいる場合）
- ・夜間中学の入学希望者に対する積極的な広報や相談体制の充実

等の取組が求められます。

### (3) 設置場所

具体の施設については設置主体において検討されますが、駅やバス停から近いといった立地や、駐車スペースやバリアフリー対応といった利便性など、通学のしやすさを考慮した場所を選定する必要があります。

なお、1校目については、本県の中心部に位置し、令和5年度のアンケート調査でもニーズが高かった青森市内への設置が望ましいと考えます。

### (4) 設置形態

夜間中学の学校経営ノウハウや課題を洗い出し、迅速な改善に対応できるよう、校長が専任配置できる単独校が望ましいと考えますが、詳細（分校、分教室など）は設置主体が設置場所と合わせて検討することとなります。

特に、中学校の教員のみならず、他校種の教職員、スクールカウンセラー等の外部人材を積極的に活用し、卒業後の進学・就職を見据えた生徒指導を行えるようにすることが望まれます。

### (5) 開設時期

令和9年4月の開校を目指します。

2校目以降については、設置主体での準備が整い次第、速やかな開校を望みます。

### (6) 入学対象者

青森県内に居住し、以下のいずれかに該当する方が対象となります。

- 様々な理由で義務教育を修了せずに学齢期（満15歳に達した日以降の最初の3月31日まで）を経過した方
- 不登校などで十分に学ぶことができないまま中学校を卒業した方
- 日本の義務教育を受けることを希望する外国籍の方（中学校を卒業した方）

注1）不登校の学齢生徒（現役の中学生）等については、市町村教育委員会で設置する校内支援センターや教育支援センターのほか、民間のフリースクール等の関係機関等とも連携し、今後の状況を注視しながら支援や受入の検討を行う必要があります。

注2）夜間中学への通学者について、以下のような取組の検討が必要と考えられます。

- ・ 未設置の市町村から設置市町村への学校運営経費の応分負担（通学者がいる場合）や、通学者の所得の状況等に応じた支援策などについて、県から居住する市町村教育委員会等への働きかけ。
- ・ 経済的事情がある方に対する就学援助に類する助成などの検討について、県及び市町村から福祉担当部局への働きかけ。

### (7) 学校規模

1学年1学級とします。（単独校の場合）

なお、入学対象者の学習状況がそれぞれ異なることが想定されることから、開設時から3学年3学級の設置とし、入学者の学習状況に応じて、2学年や3学年への入学を認めることが望ましいと考えます。

また、在籍する生徒が少ない場合は、複数学年を1学級とする複式学級とする場合が考えられます。

### (8) 修業年限、入学時期、編入学対応

修業年限は3年間を基本とし、最長で6年までの在籍が考えられます。

入学時期は4月を基本とし、事前相談、体験入学、面談等を丁寧に行い、生徒の実態に合わせて10月1日までの入学を認めることが考えられます。

また、入学者の学習履歴や希望等に応じて、2年生や3年生からの編入学も可能とするほか、年度中途での一時退学や再入学などにも柔軟に対応することが望まれます。

## 3 県として引き続き検討・実施すべき事項

### (1) 夜間中学の理解促進に向けた広報・周知

夜間通学の入学対象者は県内一円にわたることから、夜間中学を周知するため、県教育委員会のホームページを活用した情報発信のほか、市町村に対する情報提供が必要となります。

また、いつになっても学ぶことは楽しいこと、いつからでも学びたいと思ったときから学べることなど、生涯学習の視点からの情報発信も重要です。

### (2) 県内広域にわたるニーズへの対応

国の方針では、各都道府県に1校の設置を目指すとされていますが、本県のように地域が広い場合は、ニーズはあるが実質的に通学困難となる者が多数想定されます。

設置市町村以外の市町村から夜間中学への通学が可能となるよう、市町村教育委員会との連携により、通学費援助や運営費負担等についての協議・検討が必要であり、県が調整機能を担うことが望ましいと考えます。

また、遠方の市町村等に居住する方に対する学びを保障するため、今後は、オンラインやサテライト等による遠隔教育について、他県での事例も検証しながら検討を進める必要があります。

### (3) 関係機関との連携

夜間中学に通う生徒のニーズへの対応や、入学対象となり得る方への周知を行うため、関係機関や各種団体との連携が不可欠です。

特に、働く上で様々な悩みを抱える若者（義務教育終了から49歳まで）及びその家族の相談に応じる取組を行っている「地域若者サポートステーション」や、国際交流や多文化共生を進めて外国籍の方に対する支援活動に携わっている「公益社団法人青森県観光国際交流機構」との連携は重要です。

また、夜間中学卒業後の進学先や就職を見据え、定時制・通信制高校や商工関係団体との連携も必要です。

このほかにも、青森市に設置された自主夜間中学「あおも・リラ」や、各市町村に設置される公民館での自主事業など、学びを提供している様々な機会に関する情報について、社会教育機関とも連携を図る必要があります。

# 参 考 资 料

# I 夜間中学について

## 1 青森県の状況

### (1) 令和5年度夜間中学アンケート調査結果

#### 令和5年度 夜間中学アンケート【調査結果】

青森県教育委員会

- 1 目的  
夜間中学について県内に広く周知するとともに、夜間中学で学びたい方などのニーズを把握し、本県における夜間中学の在り方等を検討する。
- 2 調査対象  
青森県内在住者
- 3 調査内容  
別紙チラシのとおり
- 4 調査期間  
令和5年7月11日～9月30日
- 5 回答方法  
・はがき（チラシに回答用はがきを掲載）  
・FAX  
・インターネット（青森県電子申請・届出システムによる回答）
- 6 アンケートチラシ等送付先  
・関係団体（国際交流団体、日本語教室、社会福祉協議会、老人クラブ、地域婦人団体連合会、若者サポートステーション、ジョブカフェ、職業安定所、自立支援相談窓口、不登校・ひきこもり支援団体）  
・教育機関（市町村教育委員会、公民館、図書館、中学校・高等学校・大学等、県教育機関、各地域県民局）  
・その他（商工会議所、道の駅、県内ローソン）
- 7 回答数  
757件（はがき 446件、FAX 22件、インターネット 289件）
- 8 回答地域  
30市町村
- 9 調査結果（単位：人）

#### (1) 回答対象：アンケート回答者全員

問1 あなたは夜間中学のことを知っていましたか。

知っていた	知らなかった
471	286

問2 あなたは夜間中学で学んでみたいと思いますか。

または、夜間中学のことを知らせたいと思う人がまわりにいますか。【複数回答可】

夜間中学で学んでみたい	知らせたい人が身近にいる	知らせたいと思いつく人がいる	学びたいと思わないし、知らせたいと思う人もいない
226	96	59	382
計	381		

#### (2) 回答対象：問2で「夜間中学で学んでみたい」「知らせたい人が身近にいる」「知らせたいと思いつく人がいる」を選んだ方

問3 あなたが学びたい(またはその人に知らせたい)理由を教えてください。【複数回答可】

中学校を卒業していないから	中学校は卒業したが、もう一度学びなおしたいから	高等学校へ進学する学力をつけたいから	日本語の読み書きを身につけたいから	日本の中学校の知識や技能などを学びたいから	その他
22	96	205	23	30	43

問4 あなた(またはその人)のことを教えてください。

問4(1)【年齢】

10代	20代	30代	40代	50代	60歳以上	無回答
95	58	104	41	45	28	4

問4(2)【性別】

男性	女性	無回答
176	155	44

問4(3)【中学校を卒業していますか】

卒業していない	卒業している	不明・無回答
69	290	16

問4(4)【国籍】

日本国籍	外国籍	無回答
342	7	26

問4(5)【お住いの市町村】

	問2 内訳（複数回答可）				（参考） アンケート 全体回答数
	夜間中学で学んでみたい	知らせたい人が身近にいる	知らせたいと思いつく人がいる／場所（団体、職場など）がある		
青森市	61	14	27	25	149
弘前市	33	11	17	8	83
八戸市	38	16	16	7	94
黒石市	7	1	5	2	13
五所川原市	6	1	0	4	21
十和田市	3	1	2	0	17
三沢市	2	1	0	1	5
むつ市	5	3	2	0	20
つがる市	6	1	4	1	19
平川市	2	0	1	1	9
平内町	3	0	2	2	3
今別町	0	0	0	0	0
蓬田村	0	0	0	0	0
外ヶ浜町	0	0	0	0	0
鱒ヶ沢町	0	0	0	0	0
深浦町	3	0	0	1	6
西目屋村	1	0	1	0	2
藤崎町	4	2	1	1	8
大鰐町	0	0	0	0	1
田舎館村	4	1	2	0	7
板柳町	0	0	0	0	2
鶴田町	1	0	1	0	2
中泊町	1	0	1	0	3
野辺地町	0	0	0	0	7
七戸町	6	2	4	0	10
六戸町	0	0	0	0	2
横浜町	1	0	1	0	3
東北町	3	1	0	2	4
六ヶ所村	0	0	0	0	0
おいらせ町	1	0	1	0	3
大間町	0	0	0	0	4
東通村	0	0	0	0	0
風間浦村	0	0	0	0	0
佐井村	0	0	0	0	0
三戸町	0	0	0	0	0
五戸町	3	0	3	0	4
田子町	1	0	1	0	1
南部町	1	1	0	0	2
階上町	1	0	0	1	2
新郷村	0	0	0	0	0
計	197	56	92	56	506
県外	2	0	1	1	2
無回答	176	170	3	2	249
計	375	226	96	59	757

（3）回答対象：問2で「知らせたい人が身近にいる」「知らせたいと思いつく人がいる」を選んだ方

問5 その人(たち)とあなたの関係を教えてください。

家族・親族	友人・知人	仕事やボランティアで知っている人	間接的に見聞きした	その他	無回答
28	87	149	41	11	59

問6 あなたの職業または関わっている活動を教えてください。

福祉	教育	社会的弱者支援	外国人支援	その他	無回答
42	111	76	47	52	47

(2) 令和6年度市町村教育委員会対象アンケート調査の概要

令和6年8月  
青森県教育庁教職員課

青森県における夜間中学の在り方の検討に  
向けたアンケート調査について

- 1 調査対象 青森県内各市町村教育委員会
- 2 調査内容 (1) 夜間中学の必要性について  
(2) 夜間中学設置の意向について  
(3) 夜間中学に関する関係課及び団体等について
- 3 調査期間 令和6年7月12日～8月2日
- 4 回答数 40 (全市町村)
- 5 調査結果

【問1】 貴市町村において、夜間中学の必要性はありますか

選択肢	回答数	理由	【 】は回答自治体数
1 必要性は あると考える	6	・アンケート調査(※)の結果から、必要性があると認められる ・国の「教育振興基本計画」に則り、中核市として設置すべき ・選択肢が増えることで教育の機会の確保につながる	
2 必要性は ほぼないと 考える	31	・義務教育未修了者や外国人等の対象者がいない／少数である【25】 ・ニーズが認められない【4】 ・住民から夜間中学設置を求める意見や要望がない【3】 ・市町村単位ではなく、郡部単位での設置の方がより効率的に実施できると考える	
3 その他	3	・アンケート調査の結果では希望数がまだ少数であるため、今後検討していきたい。 ・教育委員会定例会や議会でも議題となっているが、情報収集段階である。 ・域内では対象者が少数であるが、県全体では必要なのではないかと。	

(※)アンケート調査は、令和5年度に青森県で実施したアンケート調査を指す

【問2】 貴市町村における夜間中学設置の意向について

選択肢	回答数	理由	【 】は回答自治体数
1 設置に向けた 検討をしたい ／又は検討を している	1	・アンケート調査における学びを希望する者の数値が高かったことから、現在、夜間中学に係る情報収集を行っている。県で実施する検討委員会の状況を踏まえながら、対応を検討していきたい。【青森市】	
2 設置は難しい と考えている	38	・財政措置が難しい／財政面で課題がある【17】 ・教職員の確保が難しい【4】 ・域内における必要性がない／対象者が少数である【23】 ・住民からの設置要望がない【2】 ・他地域に設置される場合は通学支援等を検討したい【4】 ・財政面や人材確保の面で課題があり、通信教育等の代替対策から検討が必要と考える	
3 その他	1	・具体的な検討をしていないため、意向も決定していない。	

【問3】 夜間中学に関する情報共有や連携を行っている関係課及び団体等について

…いずれの市町村も連携を行っている関係課及び団体等は無し

## 2 国の動向

### (1) 夜間中学の設置促進に向けた主な動き

#### ■平成 28 年 12 月

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（以下、「教育機会確保法」という。）」が成立し、地方公共団体は、未就学者に対し、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講じるものとされる。

#### ■国勢調査（令和 2 年）

令和 2 年 10 月時点において、未就学者は約 9 万人、最終卒業学校が小学校の者は約 80 万人いることが明らかとなり、夜間中学の設置ニーズが統計上より顕在化する。

#### ■教育振興基本計画（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）

教育機会確保法に基づき、教育振興基本計画において、「全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進する」と明記されるとともに、指標として「夜間中学の設置数の増加（令和 9 年度目標値：全都道府県・指定都市への設置）」が示された。

### (2) 夜間中学の設置促進に向けた具体的な支援

#### ○ 夜間中学の設置促進・充実事業

…新設準備や、開設後の円滑な運営に係る取組を支援する。（1/3 補助）

※新設準備 2 年間、開設後 3 年間

#### ○ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業

…夜間中学を重点配置の対象とする（1/3 補助）

#### ○ 日本語の指導を含むきめ細かな指導の充実

…日本語指導補助者や母語支援員を夜間中学に派遣し、日本語指導の充実を図る。（1/3 補助）

#### ○ 学びや生活に関する課題への対応のための教職員の加配措置

…都道府県等からの申請を踏まえ、生徒指導や支援体制の強化等のための教職員の加配定数を優先的に措置する。

#### ○ 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進

…地域日本語教室と連携して日本語教育の取組を推進する。（1/2（最大 2/3）補助）

#### ○ 外国人の子供の就学促進事業

…外国人の義務教育未修了者も対象に夜間中学等における教育機会をマッチングする取組を支援する。（1/3 補助）

#### ○ 多言語翻訳システム等 ICT を活用した支援の充実

…多国籍化しつつある夜間中学の生徒に対し、きめ細かな就学相談や充実した日本語指導を実施するため、多言語翻訳システム等 ICT の導入を支援する。（1/3 補助）

#### ○ 夜間中学に係る地方財政措置

…生徒数、学級数、学校数等により算定した地方交付税が措置される。

#### ○ 公立学校施設整備事業

…学びの多様化学校又は夜間中学の用に供する既存施設の改修（R 9 まで 1/2 補助）

## II 青森県夜間中学設置検討委員会

### 1 委員名簿

#### ○検討委員会委員

氏名	所属・役職等	備考
三戸延聖	弘前大学大学院教育学研究科 教職実践専攻 教授	座長 学識経験者
渡部靖之	社会教育センター指定管理者 学び・生かすあおもりグループ 事務局長	学識経験者
工藤裕司	青森市教育委員会 教育長	市町村教育委員会
小野淳美	野辺地町教育委員会 教育長	市町村教育委員会
津嶋一史	青森市立浪岡北小学校 校長	学校関係
三橋信子	青森市立造道中学校 校長	学校関係
坂上佳苗	青森県立北斗高等学校 校長	学校関係
工藤真嗣	札幌市立星友館中学校 校長	夜間中学関係
中谷紗矢佳	あおもり若者サポートステーション 総括コーディネーター	若者支援
葛西暁史	公益社団法人 青森県観光国際交流機構 国際交流グループマネージャー	外国人支援

#### ○オブザーバー（庁内関係者）

氏名	所属・役職等	関連分野
田村琢哉	青森県教育庁 学校教育課 小中学校指導グループ 総括副参事・GM	小中学校教育
後村敏明	青森県教育庁 学校教育課 生徒指導支援グループ 副参事・GM	生徒指導
佐藤広洋	青森県教育庁 高等学校教育改革推進室 室長	高等学校教育
工藤奈保子	青森県教育庁 生涯学習課 企画振興グループ 総括主幹・GM	生涯学習
上野茂樹	青森県こども家庭部 県民活躍推進課 青少年グループ 主幹専門員	若者支援

## 2 検討委員会開催状況

第1回青森県公立夜間中学設置検討委員会（令和6年8月30日）

<議事次第>

(1) 夜間中学について

①夜間中学の現状と文部科学省の取組について

②先進事例紹介 札幌市立星友館中学校 校長 工藤真嗣 氏

(2) 青森県の状況について

(3) 青森県内市町村教育委員会へのアンケート調査について

(4) 夜間中学設置に関する検討事項等について

第2回青森県公立夜間中学設置検討委員会（令和6年10月21日）

<議事次第>

(1) 設置主体等の方向性について

(2) 目指す学校の姿について

第3回青森県公立夜間中学設置検討委員会（令和6年12月24日）

<議事次第>

「青森県における公立夜間中学設置の基本的な考え方」の作成について

第4回青森県公立夜間中学設置検討委員会（令和7年3月17日）

<議事次第>

「青森県における公立夜間中学設置の基本的な考え方」の作成について